

関係部局長 殿

環境生活部長
(公 印 省 略)

アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）

アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準については、平成24年3月28日付け土技第1257号で土木建築部長及び平成24年3月30日付け環整917号で当職から市町村長等あて通知したところです。

今般、アスファルト舗装版を空冷式のカッターで切断した際に発生する粉体について下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴部局担当課及び出先機関への周知をお願いします。

記

- 1 空冷式カッターの使用に伴い回収した粉体は、適切な容器に密封するなど飛散流出防止対策を講じ、産業廃棄物の「がれき類」として適正に運搬・処理すること。
ただし、飛散防止のため水で湿潤化を行った場合は産業廃棄物の「汚泥」として取り扱うこと。
- 2 空冷式カッターの使用に伴い回収した粉体（水で湿潤化した粉体を含む）及び水冷式カッターの使用に伴い回収した濁水（産業廃棄物の「汚泥」）の処理後物が、環境試験（環境基本法に基づく土壤環境基準（溶出量基準）、土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準）、コーン指数試験、ゆいくる材の品質基準や建設汚泥処理土利用技術基準等に適合し、適切な再生利用が可能であることが確認できる場合は、当該粉体及び濁水の処理後物の再生利用（リサイクル）は可能であること。

(担当)

沖縄県 環境生活部 環境整備課
産業廃棄物班

TEL 098-866-2231

FAX 098-866-2235